

審議会等及び協議会等への女性の登用促進要綱

(平成6年12月28日知事決裁)

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県男女共同参画推進条例及び埼玉県男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、審議会等及び協議会等への女性の登用を促進することに関し必要事項を定め、県の政策・方針決定過程への女性の参画を進めることを目的とする。

第2 対象

この要綱の対象となる審議会等及び協議会等は次に定めるとおりとする。

- (1) 審議会等 法律又は条例で設置されている附属機関をいう。
- (2) 協議会等 県の要綱、要領、個別の決裁等に基づき設置され県職員以外の者が構成員の全部又は一部となっている協議会等をいう。ただし、関係行政機関又は関係団体との間の連絡調整を行う会議等を除く。

第3 目標値

- (1) 審議会等の委員に占める女性の割合 42%（令和8年度末）
ただし、目標値における審議会等には、この要綱の対象となる審議会等及び法律により設置されている委員会・委員を含むものとする。
- (2) 協議会等の委員に占める女性の割合 42%（令和8年度末）

第4 女性の登用

- 1 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合は、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。
- 2 協議会等における構成員を選任する場合は、前項の趣旨に従い、できる限り男女の均衡を図るものとする。

第5 審議会等に関する県民生活部長への協議

- 1 審議会等の女性の委員の割合が42%に満たないで委員を任命しようとする部長及び会計管理者（以下「部長等」という。）は、委員の任命を行おうとする日の3か月前までに様式1により県民生活部長に協議しなければならない。

- 2 協議を行おうとする部長等は、審議会等への女性の登用計画（様式2）を作成し、県民生活部長に提出するものとする。

第6 女性登用促進会議

- 1 男女共同参画推進会議に女性登用促進会議（以下「促進会議」という。）を置く。
- 2 促進会議は、第5に定める協議（以下「協議」という。）が不調に終わった場合において、事案の調整を所掌する。
- 3 促進会議は、人権・男女共同参画課を所管する副知事、県民生活部長、協議を行った部長等を構成員とし、議長は副知事とする。
- 4 促進会議は、委員の任命を行おうとする日の1か月前までに調整を開始するものとする。

第7 年次登用計画

県民生活部長は、年度当初に審議会等及び協議会等における女性の年次登用計画を定め、部長等に通知するものとする。

第8 登用推進責任者の設置

- 1 審議会等及び協議会等への女性の登用計画の達成を図るため、部及び会計管理者（以下「部等」という。）に別表の登用推進責任者を置く。
- 2 登用推進責任者は、部等の登用計画の作成、登用状況の取りまとめ及び調整事務を行う。

第9 女性の登用の推進

- (1) 学識経験者委員又は構成員については、登用目標の達成を目指し、女性の登用の推進を図る。
- (2) 団体代表の委員又は構成員については、団体の長等の役職に限定せず、女性の登用の推進を図る。
- (3) 生活者代表等県民の立場から参加する枠を設定し、女性の登用の推進を図る。
- (4) 公募委員についても、女性の登用の推進を図る。
- (5) 県職員が委員又は構成員となっている審議会等又は協議会等については、見直しを行い、県職員以外の枠とし、女性の登用の推進を図る。
- (6) 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で管理する人材データベース等を有効に活用する。

第10 登用状況報告

- 1 部長等は、当該年度4月1日現在及び前年度3月31日現在の女性の登用状況について、審議会等にあつては様式4、協議会等にあつては様式5により県民生活部長に報告するものとする。
- 2 4月1日現在の報告について、女性の構成員の割合が第3に掲げる目標値に満たない審議会等及び協議会等を所管する部長等は、目標値を下回った理由及び目標値達成に向けた今後の対応方針を様式3により県民生活部長に報告するものとする。
- 3 県民生活部長は、2の報告に対し、必要に応じて状況確認等を行うものとする。
- 4 部長等は、審議会等の委員又は協議会等の構成員に変更があつたときは、その都度、変更後の委員又は構成員の名簿を速やかに県民生活部長に提出するものとする。
- 5 県民生活部長は、審議会等及び協議会等への女性の登用状況を男女共同参画推進会議に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

この要綱は、第3の目標が達成されるまでの間適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。ただし、平成 18 年 11 月 30 日までに委員を任命しようとする審議会等に係る第 4 に定める協議は、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

登用推進責任者

企画財政部	企画総務課長
総務部	人事課長
県民生活部	県民広聴課長
危機管理防災部	危機管理課長
環境部	環境政策課長
福祉部	福祉政策課長
保健医療部	保健医療政策課長
産業労働部	産業労働政策課長
農林部	農業政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
都市整備部	都市整備政策課長
会計管理者	出納総務課長

様式1（要綱第5関係）

審議会等への女性の登用促進に係る協議について

審議会等名

委員数	
うち女性の数	
女性の割合	
女性を目標値以上登用できない理由	
県民生活部長の意見	

部等の登用計画、設置規定、委員名簿（案）を添付

様式2（要綱第5関係）

審議会等への女性の登用計画

部

部等の目標値達成時期	令和 年 月 日
------------	----------

審議会等名称	現在の			改選後の			改選期
	委員数	女性の数	女性の割合	委員数	女性の数	女性の割合	
計							

※ 改選後の「委員数、女性の数、女性の割合」については、二段書きで、上段に今回改選時、下段に目標達成時の値をそれぞれ記入してください。

様式3（要綱第10関係）

審議会及び協議会等への女性の登用促進に係る報告について

審議会等及び協議会等名

構 成 員 数	
うち女性の数	
女性の割合	
女性を目標値以上登用できない理由	
目標値達成に向けた今後の対応方針	

